

G8 環境大臣会合で違法伐採対策への政治的コミットメントを

国際環境 NGO FoE Japan
副代表理事 岡崎 時春

1. 違法伐採問題～グローバル社会の責務

森林減少は年間 1300 万 ha。増加し続ける木材・食糧・バイオマス資源需要に対する無秩序な商業伐採、プランテーション開発が世界の森林への脅威となっている。違法伐採問題は、以下と密接に関係することから、取組みは国際社会の責務である。

- ・ **生物多様性への脅威**: とりわけ生物多様性価値の高い熱帯林での違法伐採・森林破壊が顕著。
- ・ **気候変動を加速**: 森林破壊により水・炭素循環が変化し、気候を不安定化。森林破壊や農地転換は土地利用変化による CO₂ 排出 (5.9Gt/年-CO₂) の最大の要因。
- ・ **気候被害への脆弱化**: 森林破壊や農地転換は、気候変動に伴い頻発する大雨や少雨による災害に対して脆弱化させる。
- ・ **水・食糧供給源の危機**: 森林破壊や商業用農地開発は、地域社会、とりわけ低所得地域にとって重要な水資源・食糧供給源の喪失。
- ・ **持続可能な開発への脅威**: 森林資源の利用(コミュニティとグローバル)を巡り、貧困、ガバナンス、腐敗と結びついた問題。紛争・対立・犯罪も助長し社会の不安定要因に。

2. G8 プロセスでの近年の成果

- ・ **2005 年環境・開発大臣会合(英国ダービシャー)**
違法伐採問題について、公共調達及び貿易政策による違法伐採対策への取組、木材生産国への支援強化、G8 森林専門家による進捗状況の評価が打ち出された(参考1)。
- ・ **2005 年 G8 首脳会議(英国グレンイーグルス)**
木材生産国及び消費国双方の行動が必要であることを確認し、G8 環境・開発大臣会合の違法伐採についての結論を承認(参考2)。また我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」の中で政府調達や生産国支援等の対策を約束。(参考3)

3. 2007 年環境大臣会合に望む日本政府・環境大臣への要望

ドイツ環境大臣会合では、生物多様性と気候変動が議題に上げられているが、上記に鑑み、違法伐採問題は双方にまたがる極めて重要な問題であるがゆえ、以下2点を特に要望する。

(1) 公共調達政策

2005 年環境・開発大臣会合の「森林違法伐採対策に関する G8 閣僚声明」第 10 項にて約束された公共調達政策は、欧州各国や日本で広がりを見せている。今後、この政策の実効性を高めるために、以下を実施することを求める。

- ・ 各国は公共木材調達政策の実施状況と効果を客観的に評価するとともに情報を公開すること。とりわけ生産国での森林管理や調達木材のサプライチェーン管理が適切に実施され、改善されているか、定期的に点検し、各国が経験を共有していくべきである。
- ・ 生産国の対応能力の観点から、各国政策でバラバラとなっている合法性、持続可能性指標やその証明方法、検証方法を共通化させていくこと。
- ・ 公共機関で導入が増えているバイオマスエネルギーについても調達政策の対象とすること。とりわけ、大規模な森林転換を伴ったり生物多様性を損なうものは調達するべきでない(参考4)。
- ・ 中央政府・機関のみならず、民間企業や地方自治体、一般消費者への木材調達・購入対策を推進すること。その際、市民社会との協働により透明性・実効性を確保すること。

- ・ 調達政策が大規模資本による生産物に有利にならないようにする。とりわけコミュニティベースの生産物の適切な購入と利用は、持続可能な開発の観点からも推奨すべきである。
- ・ 公的支援による林産業や植林・バイオ燃料の開発及び貿易に関する事業が、大規模な森林の転換を伴ったり、生物多様性や地域住民の権利を損なうことの無いよう、各国は事業の透明性を十分に確保するとともに、公的支援の基準を策定・実施すること。

(2) 違法な生物資源の貿易対策

2005年環境・開発大臣会合の「森林違法伐採対策に関するG8閣僚声明」第8、9項において約束された違法伐採材の貿易を管理する政策は、2年間を経て未だ実行に移されていない。我が国およびG8各国は違法伐採材の貿易を抑止するため速やかに以下を実施するよう求める。

- ・ 違法に伐採・採取された木材・野生生物の取引及び貿易の禁止。CITES 付属書掲載の貴重種はもちろん、生産国と協力し生産国の国内法で伐採や取引が禁止されている樹種の輸入を禁止し、取り締まりを強化すること。
- ・ EU FLEGT (EU の違法伐採対策政策) で進められているように、二国間または地域間協定に基づき証明木材のみを貿易許可する制度の実施。また、地域別 FLEG プロセスを通して、地域間での貿易対策の推進。
- ・ 日本政府として、主要生産国との協力による貿易対策をコミットすること。まずは二国間の共同宣言と行動計画で、合法性確認システムに基づく貿易措置の実施を目指すインドネシアとの間で早期に実現すべき。

以上

「森林違法伐採対策に関する G8 閣僚声明（骨子）」

(2005 年 3 月 G8 環境・開発大臣会合採択文書)

- 1 我々は、違法伐採に取り組むことは持続可能な森林経営及び持続可能な開発に向けた重要なステップであることに合意する。我々は、違法伐採、関連する貿易及び汚職が環境の悪化、生物多様性の喪失、森林破壊及び気候システムに与える影響を認識する。違法伐採は、また、最貧国における生活に影響を与え、政府の歳入減少を引き起こし、市場及び貿易を歪曲し、紛争を継続させるものである。
- 2 我々は、アフリカの開発における森林の重要性をハイライトしたアフリカ委員会の作業を歓迎する。
- 3 我々は、また、FLEG 地域閣僚プロセス、アジア森林パートナーシップ、コンゴ川流域森林パートナーシップ、「森林法施行、ガバナンス及び貿易に関する EU 行動計画」といった国によるイニシアティブ及び地域的なプロセスを歓迎する。また、我々は、国連森林フォーラム、国連食糧農業機関、生物多様性条約、国際熱帯木材機関等の機関による取組を歓迎する。
- 4 我々は、違法伐採への取組には、木材及び木材製品の生産者及び消費者双方による行動が求められことに合意する。我々は、それぞれの国が最も効果的に貢献できるようなある幅のある様々な措置を取ることを約束する。我々は、また、他の主要な木材消費国と連携する。
- 5 我々は、既存の森林法執行及びガバナンスのプロセスへの支援を増強し、この支援を他の地域にも拡大することにより、木材生産国を援助することを約束する。これは、違法伐採への取組に対し、より広い認識、理解及びコミットメントを築くことに資するであろう。
- 6 我々は、透明性の強化や情報、特に森林伐採の権利と歳入の配分に関する情報へのアクセスの強化を通じた腐敗との戦い、森林法、野生生物法及び関連法規の施行能力の強化、これらの行動への市民社会及び地域社会の巻き込み、紛争後の状況における法執行及び行政体制の再構築、並びにワシントン条約の義務の遵守を助けることより、違法伐採及び関連する貿易に対処する生産国への支援を増強することに合意する。
- 7 我々は、技術的知見を共有し、違法伐採の発見や防止、犯罪者の逮捕や起訴にそれらの技術を適用するための手段の開発や能力の構築を助ける。これには、リモートセンシング、地理情報システム、その他森林の活動と状態をモニターするためのシステムが含まれる。
- 8 我々は、我々自身の国で行動する。例えば、自主的な二国間貿易協定やその他の取り決めを通じて国境管理当局に適切な権限を付与することによって、違法伐採材の輸入と市場売買を止めるため、段階を踏む。
- 9 我々は、貿易に関連する二国間及び地域的な取り決めを通じ、野生生物の違法売買を含む違法伐採と関連する貿易を管理するための行動を増強する。
- 10 我々は、公共木材政府調達政策が民間セクターが合法的な期限を持つ木材を利用するのに影響を有する場合は、合法的な木材を優先する公共木材調達政策を奨励、採択または拡大する。我々は、我々の経験を他国と共有する。
- 11 我々は、合法的な出所の木材製品を開発し促進するため、生産国及び消費国における木材加工業者、輸出業者、輸入業者、市民社会団体等の民間セクターと協働し、彼らを励ます。また、我々は、民間セクターが自主的な実施規則、よいビジネス慣行及び改善された市場の透明性を採択し、実施するのを助けるため、彼らと協働する。
- 12 我々は、違法伐採によって生じる問題を説明することにより消費者に情報提供するため、市民社会と協働する。
- 13 これらの結論は、G8 各国首脳は注意を引くようグレンイーグルズ・サミットに持ち込まれるべきである。
- 14 我々は、我々の専門家が、我々が行ったコミットメントに向けての進展を点検するために 2006 年 6 月までに会合を開いて、違法伐採に対処するための行動に関する教訓を共有し、見出したことを公表することを保証する。

参考 2

「グレンイーグルス行動計画（抜粋）」 (2005年 G8 首脳会議採択文書)

違法伐採への取組

36. 我々は、違法伐採が、アフリカ及びその他すべての地域における最貧国の多くの人々の生計に与える影響、また、環境劣化、生物多様性の損失と森林破壊、そして世界的な持続可能な成長に対する影響を認識する。我々は、特にコンゴ盆地、アマゾン地域を含む、世界的な炭素吸収源の重要性を認識する。
37. 我々は、違法伐採に取り組むことが、森林の持続可能な管理に向けた重要な一歩であることに合意する。この問題に効果的に対処するためには、木材生産国及び消費国双方の行動が必要である。
38. 我々は、G8環境・開発大臣会合の違法伐採についての結論を承認する。この分野における我々の目的を更に推進するため、我々は同会合において支持された結論を、各国が最も効果的に貢献できる分野において行動することにより、推進する。

参考 3

「日本政府の気候変動イニシアティブ（抜粋）」 (2005年7月、グレンイーグルス首脳会議にて発表)

日本は、政府調達、行動規範の策定、生産国支援、G8森林行動プログラムのフォローアップを通じて違法伐採対策に取り組めます。

- 「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入します。
- アジア森林パートナーシップ、日インドネシア共同声明、アクションプランの実施等を通じ、違法伐採木材の輸入や取引を止めるための任意の行動規範の策定に向け、各国への働きかけを行います。
- 日・インドネシア二国間協力や国際熱帯木材機関(ITTO)を通じた協力により、履歴追跡システムの開発、ガバナンスの向上、腐敗防止のための教育、普及啓発、貧困対策、合法性の基準や確認・監視システムの構築、貿易統計の分析による違法木材取引の把握等総合的な取組を推進します。
- G8森林行動プログラムのフォローアップとして、2006年中にG8各国の専門家による議論を進めます。

参考 4

持続可能性に配慮した輸送用バイオ燃料利用に関する共同提言

気候変動問題は、人類のみならず生態系全体が直面するもっとも火急な脅威の一つであり、その防止のためには、あらゆる手段が講じられなくてはなりません。しかし同時に、地球環境問題に取り組む私たち NGO / NPO は、気候変動防止のための方策は、単に温室効果ガスの削減を目指すにとどまらず、多様な側面からの「持続可能性」を考慮に入れたものでなければならないと考えています。輸送部門における対策としては、持続可能な交通システムを構築し、エネルギー需要を抜本的に削減することが重要です。

現在、日本政府は、京都議定書目標達成の取組みにおいてバイオ燃料の利用促進を計画しています。これは、化石燃料から自然エネルギーへの転換という観点からは重要な施策ですが、現状の計画ではバイオ燃料のほとんどが輸入で賄われる見込みです。私たちは、パーム油やサトウキビ等から生産されるバイオ燃料の急激な需要拡大によって、不適切な農地開発や食糧需要との競合など、深刻な環境的・社会的影響が生じる恐れがあることを危惧しています。

日本の温室効果ガス削減のための取組みが、生産地で更なる環境破壊や社会問題を引き起こすようなことがあってはなりません。私たちはこのような懸念から、バイオ燃料の生産・加工・輸入・利用に関する企業及び行政関係者、最終消費者に、以下の調達方針 / 原則を採用することを提言します。

0. 輸送用エネルギー需要を削減するための抜本的対策を実施すること
1. 国内産・地域産のバイオマス資源、また食糧需要と競合しないバイオマス資源を優先的に利用すること
2. 原料供給源が明確であり、サプライチェーン(供給連鎖)のトレーサビリティ(追跡可能性)が確保されていること
3. 生産から加工、流通、消費までの全ての段階を通してトータルに、温暖化防止効果が見込めること
4. 原料生産のため、以下の責任が果たされていること
 - 4-1 **【法令遵守】**: 地域住民や生産・加工従事者の人権及び労働条件、生産・加工における環境影響に関し、当該国の国内法及び国際的な基準を遵守すること
 - 4-2 **【環境・社会影響評価】**: 環境・社会影響評価及びその公開が適切に実施されていること
 - 4-3 **【生態系保全】**: 天然林及び自然生態系(特に保護価値の高い自然生態系)の破壊を伴っていないこと
 - 4-4 **【社会的合意】**: 開発に当たっては、地域住民の権利を尊重し、十分に情報を提供した上での自由意思に基づく事前の合意を取得していること。利害関係者との紛争が生じていないこと
 - 4-5 **【環境管理】**: 排水管理、メタンなどの温室効果ガスの発生抑制、危険農薬の不使用、農薬の削減・統合的管理を行うこと。生産・製造過程において遺伝子組み換え生物が環境に放出されないこと

2007年2月8日

提言団体：

国際環境 NGO FoE Japan (財)地球・人間環境フォーラム NPO法人バイオマス産業社会ネットワーク

賛同団体・個人(五十音順、2007年2月8日現在、提言本文のみへの賛同)：

A SEED JAPAN / 特定非営利活動法人 足元から地球温暖化を考える市民ネットえどがわ / NPO 法人 EG 倶楽部 / ウータン・森と生活を考える会 / NPO 法人 AM ネット / 環境 NGO エコ・クリエイターズ・クラブ / 特定非営利活動法人 かながわ環境教育研究会 / 環境エネルギー政策研究所 (ISEP) / 気候ネットワーク / グリーンコンシューマー研究会 / (特非) グリーンピース・ジャパン / グリーン・フォワード / サラワク・キャンペーン委員会 / 株式会社自然教育研究センター / 田中優(未来バンク代表) / WWF ジャパン / 地球エネルギーシステム研究所 / 日本インドネシア NGO ネットワーク (JANNI) / 熱帯林行動ネットワーク (JATAN) / 農民運動全国連合会 / FOCS ジャパン / 特定非営利活動法人 森の生活 / NPO 法人 森のバイオマス研究会 / 横浜カーフリーデー推進会 / ラミン調査会